

# 入 札 説 明 書

千葉労働局では、「令和7年度 千葉労働局官用車 継続検査・定期点検・車両整備等単価契約」を、以下の要領で一般競争入札に付します。

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 「令和7年度 千葉労働局官用車 継続検査・定期点検・車両整備等単価契約」
- (2) 仕 様 別添「仕様書」に記載のとおり
- (3) 履行場所 別添「仕様書」に記載のとおり
- (4) 履行期間 別添「仕様書」に記載のとおり
- (5) 入札方法
  - ① 入札者は、調達件名の本体価格のほか、一切の諸費用を含め総価で見積もるものとする。
  - ② 入札書に記入する入札価格は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。  
(免税事業者も同様とする。)
  - ③ 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。  
\* 契約金額については、入札価格に110/100を乗じた額とし、1円未満の端数があるときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

## 2 競争参加に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」がA～Dの等級に格付けされている者であって、競争参加地域について「関東・甲信越」が有効である者。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な履行が確保される者であること。
- (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (8) 入札書提出時において、過去1年以内に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

- (9) 入札書提出時において、過去 3 年以内に千葉労働局の調達事案において、契約不履行があった者でないこと。

### 3 入札参加手続に関する事項

本案件は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムでの入札参加が困難な場合は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

#### (1) 電子入札での参加を希望する者

この一般競争入札に電子入札での参加を希望する者は、令和7年2月27日（木）15 時 00 分までに資格審査結果通知書の写し、競争入札参加申込書（別紙1）、暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙6－1）、役員一覧（別紙6－2）、保険料納付に係る申立書（別紙7）、及び自己申告書（別紙8）を電子調達システムにより提出すること。

#### (2) 紙入札での参加を希望する者

この一般競争入札に紙入札での参加を希望する者は、令和7年2月27日（木）15 時 00 分までに資格審査結果通知書の写し、競争入札参加申込書（別紙1）、紙入札による参加申込書（別紙2）、暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙6－1）、役員一覧（別紙6－2）、保険料納付に係る申立書（別紙7）、及び自己申告書（別紙8）を千葉労働局 総務部総務課 会計第二係まで提出すること。

### 4 入札書の提出場所等

入札書は電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙入札による参加申込書（別紙2）を提出している者は紙により入札書を提出するものとする。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

#### (1) 電子調達システムにより入札を行う場合

##### ①入札書の提出期限

令和7年2月17日（月）9時00分～令和7年2月28日（金）9時00分

##### ②内訳書の提出

入札書と共に入札内訳書(別紙5)をエクセル形式又は PDF 形式ファイルで添付すること。  
(入札内訳書の添付が無い場合は無効とする。)

(提出期限内に電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。)

#### (2) 紙により入札を行う場合

##### ① 入札書の提出期限

令和7年2月17日（月）9時00分～令和7年2月28日（金）9時00分

##### ② 入札書の提出場所及び問合わせ先

千葉県千葉市中央区中央 4－11－1 千葉第2地方合同庁舎 2 階

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 カウンター上の「入札箱」

TEL：043-221-4311 担当：神河（かみかわ）

- ③ 委任状及び入札書は、別紙の様式とする。（別紙3、別紙4）
- ④ 入札書と共に入札内訳書（別紙5）を入札書封筒に同封の上、提出すること。（入札内訳書の添付が無い場合は無効とする。）
- ⑤ 入札書の金額の訂正は認めない。また、社名欄には代表者名を記入すること。
- ⑥ 代理人が入札をするときは、上記③に加え、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入すること。
- ⑦ 入札書に必要事項を記入の上封筒（長3程度）に封入し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、あて名（支出負担行為担当官千葉労働局総務部長あて）、件名及び「入札書在中」の文言を記載した上で提出すること。
- ⑧ 電報、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑨ 入札書を郵便により提出する場合、発送用封筒に入札書封入封筒を同封し、上記受領期限内に確実に到着する手段によること。  
受領期限以降到着の入札書については、理由の如何を問わず無効とする。

## 5 入札の無効及び延期等

- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは、取りやめることがある。
- (3) 支出負担行為担当官が指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書及び自己申告書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

## 6 代理人による入札

- (1) 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。
- (2) 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入するとともに、**令和7年2月28日（金）9時00分までに別紙3の委任状を入札書とは別に提出しなければならない。**
- (3) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。また、電子入札及び紙による入札ともに、復代理人による応札は認めない。

## 7 開札

- (1) 電子調達システムによる入札の場合

開札の日時

**令和7年2月28日（金）9時40分**

- ・ 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又

はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(2) 紙による入札の場合

① 開札の日時及び場所

令和7年2月28日（金）9時20分～

千葉労働局 労働基準部会議室

千葉県千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 3階

- ・提出の紙入札書については、電子調達システムへの事前登録が必要であることから、紙入札書の開札は上記日時に行うものとする。開札後電子調達システムへ登録を行い、**再度9時40分**に電子調達システムによる一斉開札を行うものとする。

- ② 紙入札書の開札及び電子調達システムによる一斉開札は紙による入札者又はその代理人を立合わせて行う。ただし、紙による入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3) 同額の取扱い

落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。

再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のために複数の入札書を用意し、別個に封筒に封入した上で提出すること。また、何回目の入札書であるか、封筒に必ず明記すること。

再度入札においては、入札金額の内訳書は落札業者のみが提出すればよいものとする。

なお、紙による入札において入札者または代理人が立会わなかった場合及び電子調達システムにおいて開札時刻に端末前に待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この入札説明書に疑義が生じる場合は、**令和7年2月14日（金）15時00分**までに千葉労働局 総務部総務課 会計第二係まで問合わせること。なお、問合わせについては原則書面（任意様式）にて行うこと。
- (3) 競争入札参加申込書（別紙1）を提出した者が入札を希望しない場合、**令和7年2月28**

日（金）9時00分までに連絡すること。

なお、入札辞退を理由として、以後の入札に不利な取扱いを行わない。

- (4) 入札した者は、入札後、次の理由に該当する以外、入札公告、この入札説明書についての不明を理由として異議を唱えることはできない。
- ① 千葉労働局が本件入札公告及びこの入札説明書に違反した行為を行った場合
  - ② 契約期間内に予期することのできない経済事情の激変などによって、契約の履行ができない場合
  - ③ 支出負担行為担当官及び落札した者の双方が契約の解除について同意した場合
- (5) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (6) 落札者の決定後、当該契約の締結につき契約書を作成し、双方で取り交わすものとする。  
本案件に係る契約締結については、原則電子調達システムによる電子契約にて行うものとする。なお、電子調達システムを用いた電子契約が困難な場合は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、書面での契約締結を行うことができる。
- (7) 契約締結日は、令和7年度予算が執行可能となる令和7年4月1日以降とする。  
ただし、契約締結日までに政府予算案（暫定予算を含む）が成立していない場合は、契約締結日を予算が成立した日以降とする。  
また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や予算の決定状況によって仕様内容について、変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議することとする。
- (8) 担当者等から提出される入札関係書類は事業者としての決定であることを要し、押印が省略された入札関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金の徴取をする場合がある。

以 上

## 競争入札参加申込書

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

商号又は名称

代表者氏名

下記の一般競争入札に参加したいため、「資格審査結果通知書（写）」  
を添えて入札参加を申込みいたします。

### 記

#### 1. 入札案件

件名「令和7年度 千葉労働局官用車 継続検査・定期点検・車両整備  
等単価契約」

#### 2. 担当者名

#### 3. 連絡先

TEL

メール

令和      年      月      日

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長    殿

住              所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1    入札案件名

件名「令和7年度 千葉労働局官用車 継続検査・定期点検・車両整備等  
単価契約」

2    電子調達システムでの参加ができない理由

(例)電子調達システムの登録が完了していない為。

---

# 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

住 所

委任者 商号又は名称

代表者氏名

住 所

受任者 商号又は名称

(代理人) 受任者氏名

私は都合により を代理人と定め、下記の入札  
及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名「令和7年度 千葉労働局官用車 継続検査・定期点検・車両整備等単価

契約」

# 入 札 書

令和 年 月 日

金

円

別紙5「入札内訳書」の総額を記載すること。  
上記の入札金額に係る積算根拠は別紙5「入札内訳書」のとおりとなる。

件名「令和7年度 千葉労働局官用車 継続検査・定期点検・車両整備等単価契約」

貴局の定める入札説明書を熟読し、入札に関する条件を承諾の上、上記金額で入札いたします。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

入札内訳書

| 事業所名 |                  |           |        |      |    |    |        |    |    |        |    | 入札内訳書 |           |    |    |            |    |    |               |    |    |            |    |    |       |    |    |               |    |    |       |    |    |           |    |    |         |    |    |           |  |  |       |  |  |    |
|------|------------------|-----------|--------|------|----|----|--------|----|----|--------|----|-------|-----------|----|----|------------|----|----|---------------|----|----|------------|----|----|-------|----|----|---------------|----|----|-------|----|----|-----------|----|----|---------|----|----|-----------|--|--|-------|--|--|----|
| NO   | 所属               | 登録日       | 車種名    | 継続検査 |    |    | 24ヶ月点検 |    |    | 12ヶ月点検 |    |       | エンジンオイル交換 |    |    | オイルフィルター交換 |    |    | クリーンエアフィルター交換 |    |    | ブレーキフルード交換 |    |    | 冷却液交換 |    |    | フロントワイパーラバー交換 |    |    | 発煙筒交換 |    |    | タイヤ交換（1本） |    |    | バッテリー交換 |    |    | 出張バッテリー交換 |  |  | バンク修理 |  |  | 合計 |
|      |                  |           |        | 単価   | 数量 | 金額 | 単価     | 数量 | 金額 | 単価     | 数量 | 金額    | 単価        | 数量 | 金額 | 単価         | 数量 | 金額 | 単価            | 数量 | 金額 | 単価         | 数量 | 金額 | 単価    | 数量 | 金額 | 単価            | 数量 | 金額 | 単価    | 数量 | 金額 | 単価        | 数量 | 金額 | 単価      | 数量 | 金額 | 税別合計      |  |  |       |  |  |    |
| 1    | 館山公共職業安定所        | H30.2.22  | ADバン   |      | 1  |    |        |    | 1  |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 2    | 千葉労働局 労働保険徴収課    | H28.3.7   | N-WGN  |      |    |    |        |    | 1  |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 3    | 千葉労働局 労働保険徴収課    | H28.3.7   | N-WGN  |      |    |    |        |    | 1  |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 4    | 成田労働基準監督署        | H28.3.7   | N-WGN  |      |    |    |        |    | 1  |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 5    | 木更津労働基準監督署       | H28.3.7   | N-WGN  |      |    |    |        |    | 1  |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 6    | 佐原公共職業安定所        | H30.3.15  | スィフト   |      |    |    |        |    | 1  |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 7    | 銚子労働基準監督署        | H18.6.16  | ラディオ   |      | 1  |    |        |    |    |        | 1  |       |           | 1  |    |            | 1  |    |               | 1  |    |            | 1  |    |       | 1  |    |               | 1  |    |       | 1  |    |           | 1  |    |         | 1  |    |           |  |  |       |  |  |    |
| 8    | 船橋労働基準監督署        | H30.6.22  | ノート    |      | 1  |    |        |    |    |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 9    | 千葉労働基準監督署        | H30.6.22  | ノート    |      | 1  |    |        |    |    |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 10   | 柏労働基準監督署         | H30.7.3   | デイズ    |      | 1  |    |        |    |    |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 11   | 船橋労働基準監督署        | H30.7.19  | ノート    |      | 1  |    |        |    |    |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 12   | 茂原公共職業安定所        | H28.8.23  | ピクシス   |      | 1  |    |        |    |    |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 13   | 千葉労働基準監督署        | H28.8.23  | ピクシス   |      | 1  |    |        |    |    |        | 1  |       |           | 1  |    |            | 1  |    |               | 1  |    |            | 1  |    |       | 1  |    |               | 1  |    |       | 1  |    |           | 1  |    |         | 1  |    |           |  |  |       |  |  |    |
| 14   | 木更津労働基準監督署       | H28.8.23  | ヴィッツ   |      | 1  |    |        |    |    |        | 1  |       |           | 1  |    |            | 1  |    |               | 1  |    |            | 1  |    |       | 1  |    |               | 1  |    |       | 1  |    |           | 1  |    |         | 1  |    |           |  |  |       |  |  |    |
| 15   | 東金労働基準監督署        | H26.9.12  | フレオプラス |      | 1  |    |        |    |    |        | 1  |       |           | 1  |    |            | 1  |    |               | 1  |    |            | 1  |    |       | 1  |    |               | 1  |    |       | 1  |    |           | 1  |    |         | 1  |    |           |  |  |       |  |  |    |
| 16   | 木更津公共職業安定所       | H18.9.26  | ベルタ    |      | 1  |    |        |    |    |        | 1  |       |           | 1  |    |            | 1  |    |               | 1  |    |            | 1  |    |       | 1  |    |               | 1  |    |       | 1  |    |           | 1  |    |         | 1  |    |           |  |  |       |  |  |    |
| 17   | 成田公共職業安定所        | H28.12.20 | ADバン   |      | 1  |    |        |    | 1  |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 18   | 千葉労働局 総務課        | H22.12.21 | ムーヴコンテ |      | 1  |    |        |    |    |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 19   | 銚子労働基準監督署        | H17.1.18  | ブラッツ   |      | 1  |    |        |    |    |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 20   | 松戸公共職業安定所        | H29.3.8   | N-WGN  |      | 1  |    |        |    |    |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 21   | 千葉労働基準監督署        | H17.3.17  | ブラッツ   |      | 1  |    |        |    |    |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 22   | 松戸公共職業安定所 野田出張所  | H31.3.22  | アルト    |      | 1  |    |        |    |    |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 23   | 千葉労働局 職業安定部      | H31.3.22  | アルト    |      | 1  |    |        |    |    |        | 1  |       |           | 1  |    |            | 1  |    |               | 1  |    |            | 1  |    |       | 1  |    |               | 1  |    |       | 1  |    |           | 1  |    |         | 1  |    |           |  |  |       |  |  |    |
| 24   | 千葉労働局 労働保険徴収課    | H21.6.29  | スィフト   |      |    |    |        |    | 1  |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 25   | 千葉労働局 職業安定課      | H23.8.26  | プリウス   |      |    |    |        |    | 1  |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 26   | 千葉労働局 労働基準部      | H19.9.6   | ラディオ   |      |    |    |        |    | 1  |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 27   | 茂原労働基準監督署        | R1.9.20   | ノート    |      |    |    |        |    | 1  |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 28   | 茂原公共職業安定所 いすみ出張所 | H20.1.25  | ベルタ    |      |    |    |        |    | 1  |        |    | 1     |           |    | 1  |            |    | 1  |               |    | 1  |            |    | 1  |       |    | 1  |               |    | 1  |       |    | 1  |           |    | 1  |         |    | 1  |           |  |  |       |  |  |    |
| 合計   |                  |           |        |      |    |    |        |    |    |        |    |       |           |    |    |            |    |    |               |    |    |            |    |    |       |    |    |               |    |    |       |    |    |           |    |    |         |    |    |           |  |  |       |  |  |    |

この金額が入札金額となります。別紙4「入札書」に記載してください。↑

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

## 誓 約 書

( ) 私

( ) 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1、契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2、契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

令和 年 月 日

住 所 :

社 名 :

代表者名 :

\* 個人の場合は生年月日を記載すること。

\* 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料(別紙6－2等)を添付すること。

## 役 員 一 覧

令和 年 月 日

|     |  |
|-----|--|
| 法人名 |  |
|-----|--|

※ 必ずフリガナを記入

| 役 職 名 | (フリガナ)<br>氏 名 | 生 年 月 日           |
|-------|---------------|-------------------|
|       | ( )           | T<br>S<br>H 年 月 日 |
|       | ( )           | T<br>S<br>H 年 月 日 |
|       | ( )           | T<br>S<br>H 年 月 日 |
|       | ( )           | T<br>S<br>H 年 月 日 |
|       | ( )           | T<br>S<br>H 年 月 日 |
|       | ( )           | T<br>S<br>H 年 月 日 |
|       | ( )           | T<br>S<br>H 年 月 日 |
|       | ( )           | T<br>S<br>H 年 月 日 |
|       | ( )           | T<br>S<br>H 年 月 日 |
|       | ( )           | T<br>S<br>H 年 月 日 |

(注) 本様式には、法人の登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの、船員）保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

（住 所）

\_\_\_\_\_

（名 称）

\_\_\_\_\_

（代表者）

\_\_\_\_\_

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

## 自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

## 記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により送検され行政処分を受け、又は行政指導を受けていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により送検され行政処分を受け、又は行政指導を受けた場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和     年     月     日

住            所  
商号又は名称  
代表者氏名

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長    殿